



発行 東京都

目次

告示

- 都営住宅の使用料の変更……………一
……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………一
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………四
……………(同)……………四
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………五
……………(同)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………五
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 令和四管理年度におけるくろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の公表……………七
……………(産業労働局農林水産部水産課)……………七
- 都道の区域変更(四件)……………七
……………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 都道の供用開始……………三
……………(同)……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………三
……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三

規程(文)

- 東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程……………三

規程(水)

公告

- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(二件)……………四
……………(主税局課税部課税指導課)……………四
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………五
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………五
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………五
……………(環境局総務部環境政策課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………五
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 町田市営住宅及び共同施設的管理……………六
……………(東京都住宅供給公社)……………六

雑報

告示

- 東京都告示第百六十六号
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和五年三月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。
令和五年二月二十八日
東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(8号棟)		新宿区戸山2-8	38.3	1	32,000	75,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(31号棟)		新宿区戸山2-31	38.3	1	32,000	75,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)		新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	78,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)		新宿区戸山2-33	40.1	2	33,800	86,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)		新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	51,200
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)		文京区本駒込4-35	42.2	3	36,200	65,600
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(9号棟)		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	65,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(6号棟)		墨田区堤通2-5	70.0	1	51,500	75,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)		墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	74,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)		墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	74,400
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート(3号棟)		江東区大島4-21	51.0	1	43,200	79,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)		江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	52,100
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目第2アパート(4号棟)		江東区亀戸7-40	51.0	1	42,300	62,200
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(86号棟)		江東区辰巳1-10	38.4	1	30,400	53,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(7号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	42,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(22号棟)		江東区東砂2-13	34.4	2	27,000	49,400
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(2号棟)		江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	52,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)		江東区南砂4-4	37.9	2	30,700	51,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(60号棟)		品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	101,500
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート(11号棟)		大田区南蒲田1-17	42.3	1	34,400	59,400
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート(2号棟)		大田区西六郷4-25	55.9	1	46,100	77,700
一般都営	中層耐火	西六郷四丁目アパート(1号棟)		大田区西六郷4-24	48.1	1	39,700	70,100
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート(19号棟)		大田区多摩川2-24	48.1	1	40,200	75,000
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)		大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	85,300
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)		大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	85,300
一般都営	中層耐火	北島山一丁目アパート(1号棟)		世田谷区北島山11-44	59.6	2	50,000	104,800
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート(2号棟)		世田谷区玉川台2-6	51.0	1	43,800	107,400
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)		渋谷区東2-25	34.4	3	30,500	83,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	98,600
一般都営	中層耐火	丸山二丁目アパート(2号棟)		中野区丸山2-24	39.0	2	28,200	49,100
一般都営	中層耐火	松ノ木二丁目アパート(13号棟)		杉並区松ノ木2-8	51.0	1	38,600	77,800
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)		杉並区堀ノ内3-49	37.9	1	28,000	46,000
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(1号棟)		杉並区上井草4-17	36.4	1	26,700	60,900

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(2号棟)		杉並区上井草4-17	39.0	1	28,600	65,400
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)		豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	76,000
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(1号棟)		北区王子本町3-8	37.0	1	28,000	59,900
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)		北区王子3-23	40.7	3	31,800	57,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(8号棟)		北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	56,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)		北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	48,500
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)		北区赤羽西5-11	37.3	1	29,000	55,200
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(8号棟)		北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	52,600
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)		北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	49,800
一般都営	中層耐火	北栄町第2アパート(12号棟)		北区栄町7-12	39.0	1	29,500	60,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(2号棟)		北区赤羽北3-7	51.0	1	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(6号棟)		北区赤羽北3-11	51.0	1	40,900	78,600
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	2	30,400	56,600
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)		荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	80,100
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(7号棟)		板橋区新河岸2-10	36.4	1	25,800	34,300
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート(1号棟)		板橋区前野町5-13	48.1	1	36,800	69,100
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート(1号棟)		板橋区前野町5-25	42.3	1	31,600	53,000
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)		板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,300	67,300
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(10号棟)		板橋区前野町2-26	55.9	1	42,800	82,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	2	38,800	69,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(2号棟)		練馬区春日町3-27	55.9	1	43,800	92,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(6号棟)		練馬区北町6-6	55.9	1	43,700	93,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(8号棟)		練馬区北町6-8	47.5	1	37,100	79,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)		練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	81,200
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(2号棟)		練馬区関町北3-9	51.0	1	40,200	84,400
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(4号棟)		練馬区関町北3-9	62.1	1	49,000	102,800
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(4号棟)		練馬区北町8-30	55.9	1	44,100	91,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート(1号棟)		練馬区春日町3-31	55.9	1	43,600	86,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)		練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(10号棟)		練馬区高野台1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(19号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南田中アパート(37号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(40号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(44号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	53,800
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート(2号棟)	練馬区関町北3-33	51.0	2	39,500	78,300
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目アパート(1号棟)	練馬区関町南2-15	55.9	1	43,100	83,600
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	97,200
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,100	66,600
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート(6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	40,700	76,100
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(2号棟)	足立区島根4-29	55.9	1	40,900	76,500
一般都営	中層耐火	東栗原アパート(3号棟)	足立区一ツ家2-15	32.6	1	22,000	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(16号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(19号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	37,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	2	22,600	38,300
一般都営	中層耐火	江北アパート(2号棟)	足立区江北6-16	33.4	1	22,700	38,100
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(1号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	43,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	31,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	44,600
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(2号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	25,700	38,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(10号棟)	足立区舎人6-10	63.0	1	44,000	57,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	3	30,400	42,900
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(1号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	35,400	49,600
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート(20号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	1	43,500	74,800
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	68,100
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)	足立区青井3-29	51.2	1	38,000	74,600
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区鎌倉2-27	48.1	1	35,700	64,200
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	2	37,500	68,200
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)	葛飾区東金町5-30	48.1	1	35,300	60,700
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	61,100
一般都営	中層耐火	鎌倉一丁目アパート(6号棟)	葛飾区鎌倉1-20	36.4	1	25,900	51,800
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)	葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	38,100	73,300

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	66,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	70,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	73,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	45,500
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,100	69,700
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,100	69,700
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(7号棟)	江戸川区南小岩2-19	42.3	1	32,400	57,800
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	70,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-2号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,200	42,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-4号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,200	42,400
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(20号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-1	51.0	1	39,700	96,300
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀1-22	59.6	4	44,800	101,400
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(3号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,300	61,600
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43.9	2	31,000	57,300
一般都営	中層耐火	野崎アパート(2号棟)	三鷹市野崎2-2	42.4	1	29,800	54,900
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(4号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,600	87,400
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町3-17	62.1	1	37,800	92,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	65,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,000	55,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	74,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	74,700
一般都営	中層耐火	東つじヶ丘二丁目アパート(1号棟)	調布市東つじヶ丘2-32	62.1	1	38,300	98,800
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(4号棟)	調布市深大寺町8-24	62.1	1	37,700	93,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(5号棟)	調布市染地3-3	51.0	1	29,400	67,000
一般都営	中層耐火	金森第5アパート(1号棟)	町田市金森2-34	61.5	1	37,600	76,100
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	2	32,500	76,700
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(2号棟)	西東京市北原町1-35	60.5	1	38,100	85,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(1号棟)	西東京市芝久保町4-25	51.1	1	31,500	69,500
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(7号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,100	77,200
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(4号棟)	西東京市南町3-23	61.3	2	38,900	91,500
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(13号棟)	西東京市田無町7-6	42.3	1	23,700	52,800
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート(2号棟)	西東京市向台4-16	48.1	1	28,900	62,600
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	72,600

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート (3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート (25号棟)	清瀬市松山3-14	48.1	1	27,800	57,000
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート (1号棟)	清瀬市野塩5-255	56.8	1	32,200	63,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-4号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-7号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-1号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-3号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-5号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-1号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	38,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (5-1-2号棟)	多摩市貝取5-1	55.9	1	29,200	51,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-3号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,700	58,200

●東京都告示第百六十七号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお
 いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営
 再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和五年三月一
 日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示す
 る。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

種 類	構 造	名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	押上二丁目アパート (1号棟)	墨田区押上2-1	48.1	1	35,900
改良	中層耐火	若林四丁目アパート (1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (3号棟)	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,500
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート (1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	成増一丁目アパート (2号棟)	板橋区成増1-3	42.3	1	32,900
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート (1号棟)	足立区西新井6-15	39.0	2	27,500
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート (2号棟)	葛飾区亀有1-16	68.2	1	50,200
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート (3号棟)	葛飾区亀有1-16	68.2	2	50,200
再開発	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300

●東京都告示第百六十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数

江北七丁目アパート駐 足立区江北七丁目十 三七区画
車場 二番

調布緑ヶ丘アパート駐 調布市緑ヶ丘五十八 一七七区画
車場 番地ほか

●東京都告示第百六十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年二月二十八日

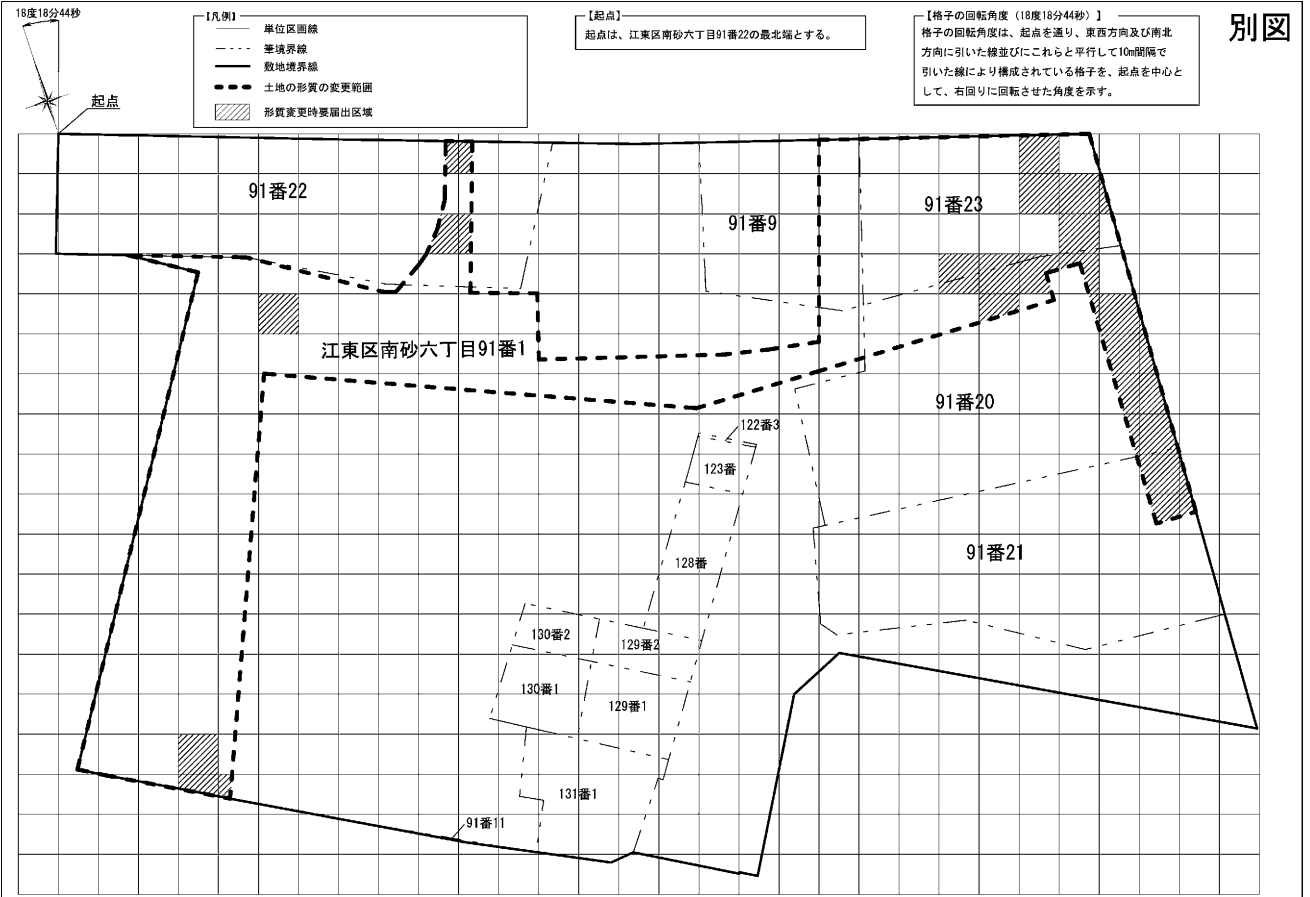
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区南砂六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその

化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図

●東京都告示第百七十号

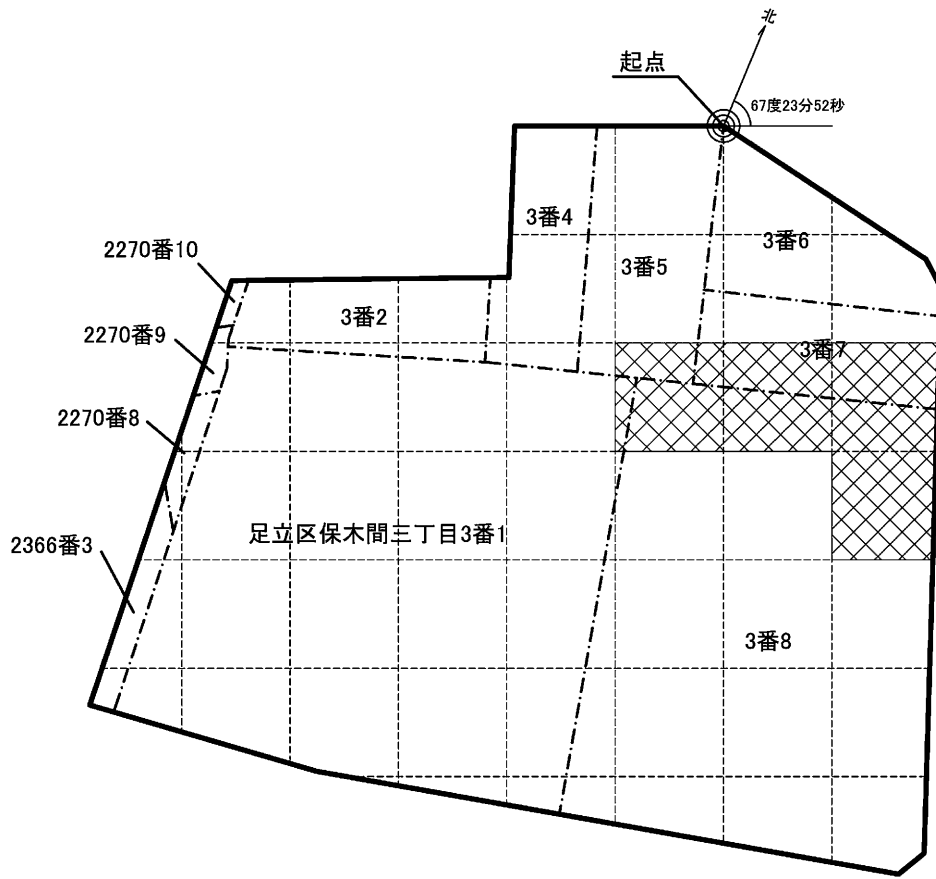
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区保木間三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】
 — 敷地境界
 - - - 筆境界
 - - - 単位区画
 ⊗ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、足立区保木間三丁目3番5の最北端とする。

【格子の回転角度(67度23分52秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子に、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

特定水産資源
 の名称
 知事管理区分
 知事管理漁獲可能量

くろまぐろ
 (小型魚)
 業
 東京都くろまぐろ 一・二・七トン

くろまぐろ
 (大型魚)
 業
 東京都くろまぐろ ○・〇トン

くろまぐろ
 (大型魚)
 業
 東京都くろまぐろ 三九・一トン

くろまぐろ
 (大型魚)
 業
 東京都くろまぐろ ○・〇トン

くろまぐろ
 (大型魚)
 業
 東京都くろまぐろ ○・〇トン

同右
 (大型魚)
 業
 東京都くろまぐろ ○・〇トン

●東京都告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

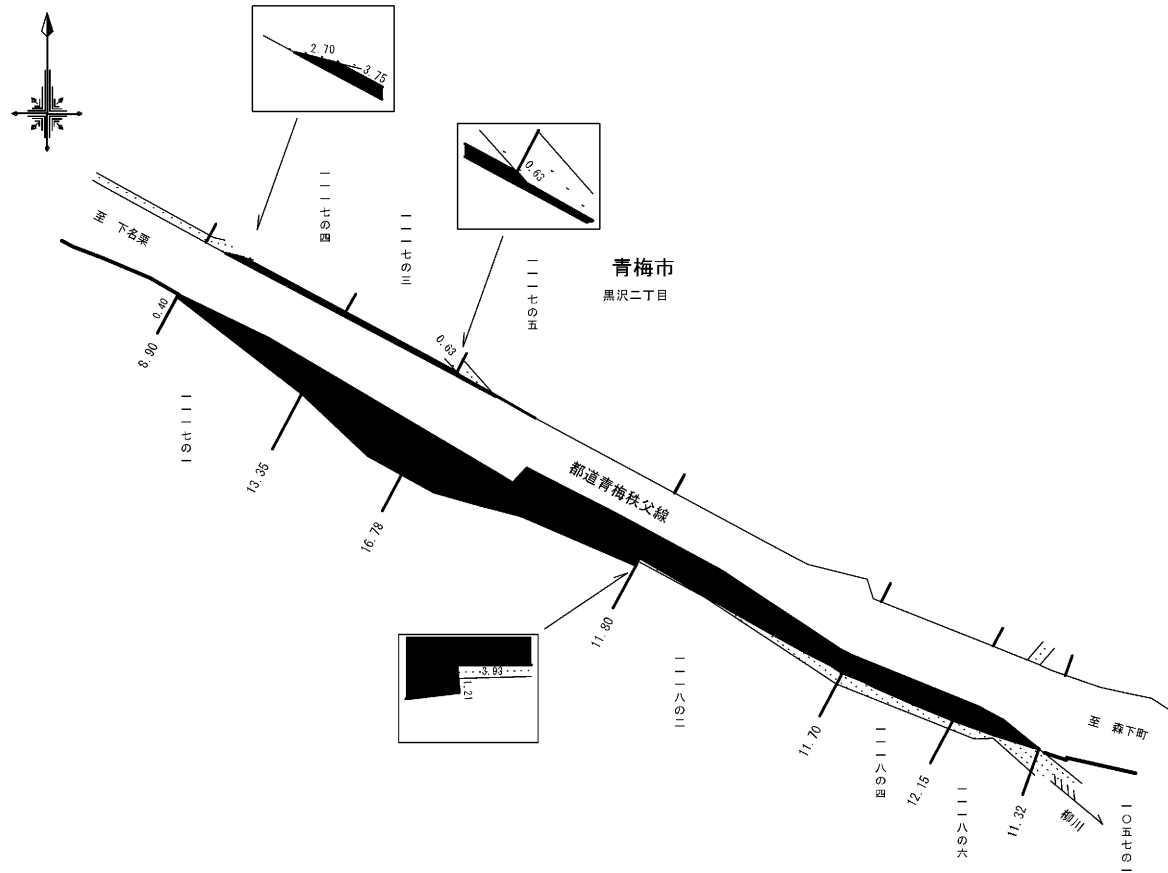
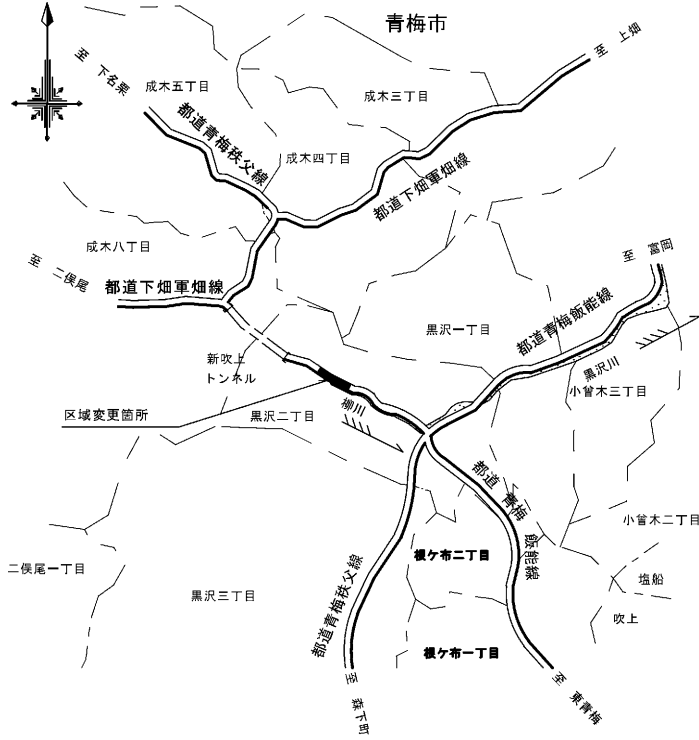
東京都知事 小池 百合子

別図

都道青梅秩父線区域変更略図
青梅市黒沢二丁目地内



延長 一三九・八六メートル
面積 六一九・〇〇平方メートル



一 路線名 青梅秩父
二 変更の区間 青梅市黒沢二丁目千五十七番一地先から

三 変更の概要 同所千百十七番一地内まで
別図表示のとおり

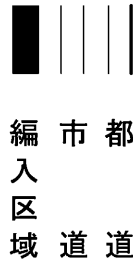
別図

都道所沢府中線区域変更略図
小平市津田町一丁目地内

●東京都告示第百七十三号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

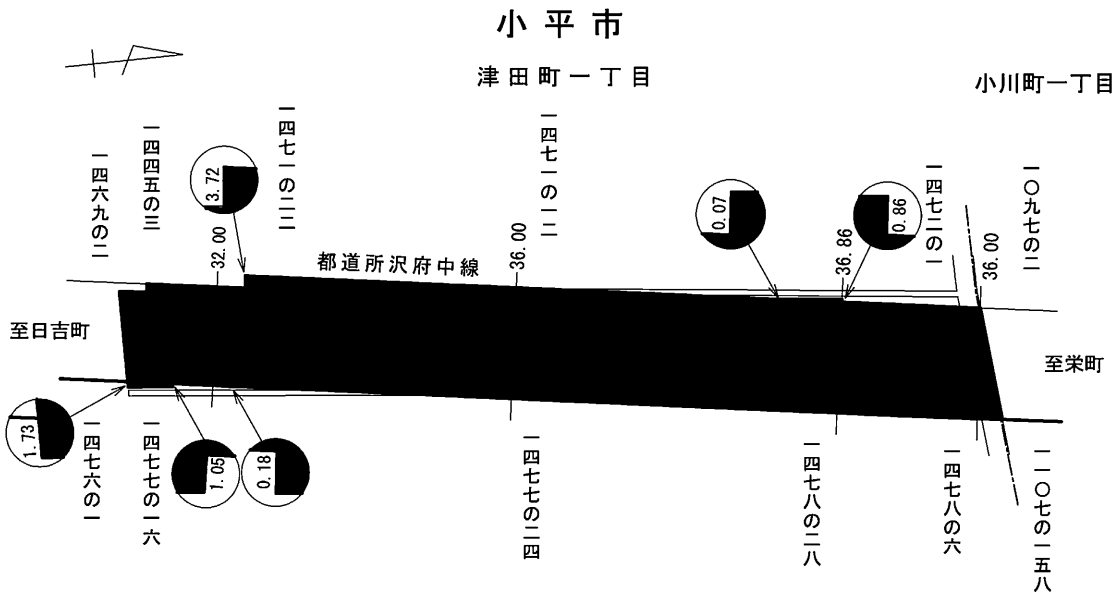
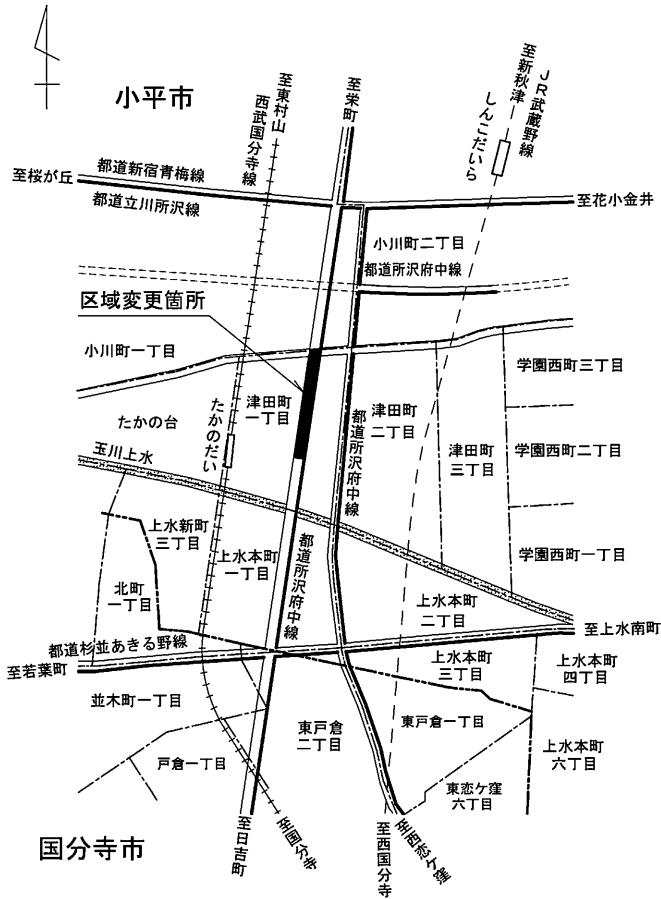
その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和五年二月二十八日
東京都知事 小池百合子

一 路線名 所沢府中
二 変更の区間 小平市津田町一丁目千四百七十八番六地
先から同所千四百六十九番二地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



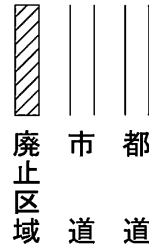
延長 二八八・三一メートル
面積 一〇、〇一八・八二平方メートル

計画線

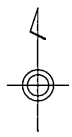
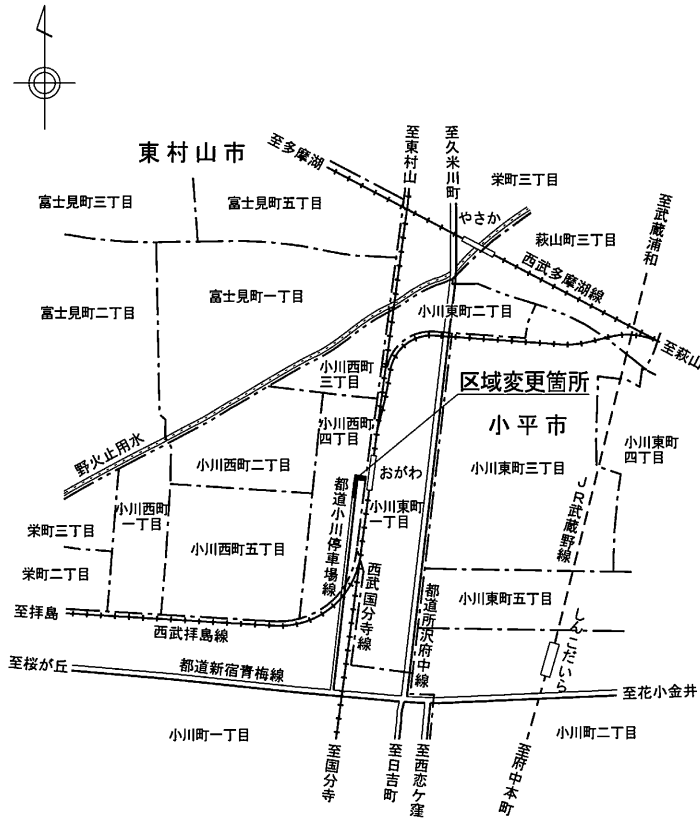


●東京都告示第百七十四号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

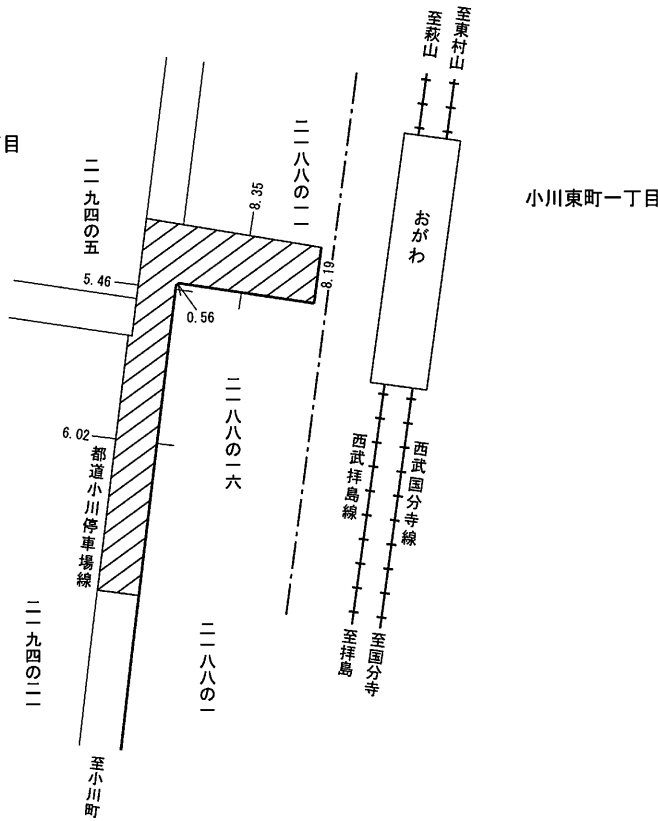
別図 都道小川停車場線区域変更略図 小平市小川西町四丁目地内



延長 七三・二二メートル
 面積 四八七・六九平方メートル



小平市
 小川西町四丁目



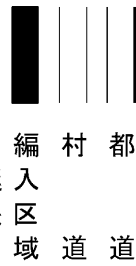
その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年二月二十八日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 小川停車場
- 二 変更の区間 小平市小川西町四丁目二千百八十八番十
 一地内から同所同番十六地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

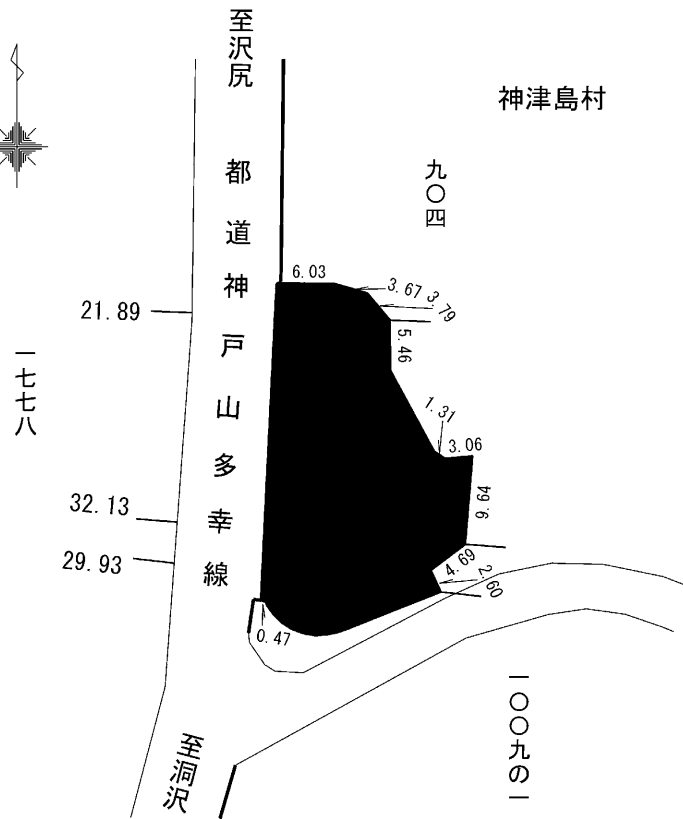
別図

都道神戸山多幸線区域変更略図
神津島村地内

●東京都告示第百七十五号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



三七・一七メートル
六二三・三七平方メートル



その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和五年二月二十八日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 神戸山多幸
- 二 変更の区間 神津島村九百四番地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一路線名 神戸山多幸

二 供用開始の区間 神戸島村九百四番地内

三 供用開始の期日 令和五年二月二十八日

●東京都告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年二月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一路線名

神戸山多幸

二 占用を制限する区間

神戸島村九百四番地内

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年三月一日

規程(交)

●交通局規程第二号

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年二月二十八日

東京都交通局長 武市玲子

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員制服規程(昭和三十八年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部備考第十号中「電車部及び自動車部の事業所」を「制服貸与職場」に、「妊婦服又は夏妊婦服」を

「従事する職務に応じた妊婦用接客服若しくは妊婦用夏接客服又は妊婦用作業服若しくは妊婦用夏作業服」に改める。

別表二の部中

接客服(上衣、ベスト及び下衣に限る。)

夏接客服(ベストを除く。)

接客服(上衣、ベスト及び下衣に限る。)

夏接客服(ベストを除く。)

作業服

夏作業服

接客服(半袖上衣及び長袖上衣に限る。)

作業服

妊婦用作業服

夏妊婦用作業服

接客服(半袖上衣及び長袖上衣に限る。)

妊婦用作業服

附則

この規程は、令和五年三月三十一日から施行する。

を

に、

を

に改める。

●交通局規程第三号

東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年二月二十八日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局自動車運転取扱心得の一部を改正する規程

東京都交通局自動車運転取扱心得(平成八年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「とき」の下に「又は自動車の運行を中止したとき」を加える。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年二月二十八日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記附属様式目次中「第36号様式の14 削除」を

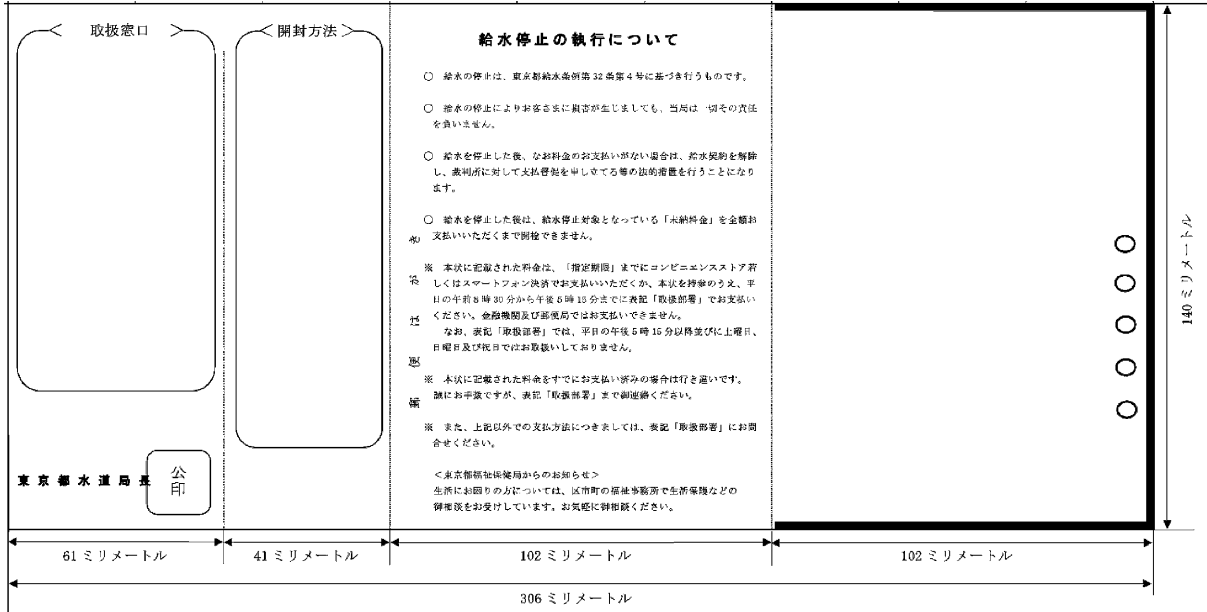
「第36号様式の14 削除」

第36号様式の15 給水停止執行通知書(第36条関係)」

に改める。

別記第三十六号様式の十四の次に次の一様式を加える。

<p>料金後納郵便 Important Notice 重要</p> <p>水道料金・下水道料金に関するお知らせ</p> <p>○ ○ ○ ○</p> <p>東京都水道局 至急お読みください</p> <p>差出人(取扱部署) 東部水処</p> <p>※同封せ先は裏面に記載しております。 用よりゆくり開いてください。</p>	<p>① 給水停止執行通知書 支払済通知書(D)</p> <table border="1"> <tr> <th>口座種別</th> <th>お客さま番号</th> <th>使用月分</th> <th>ID</th> <th>合計金額</th> <th>ID</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 東京都水道局 東部水処</p> <p>指定期限</p> <p>請求金額</p> <p>コンビニ専用 領収日付印</p> <p>東京都水道局 ※スマートフォン決済も使用できます(詳細は裏面)。</p> <p>この用紙は、差込機に挿入しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>	口座種別	お客さま番号	使用月分	ID	合計金額	ID							<p>原符</p> <p>① 水道料金・下水道料金 領収証書</p> <p>水道局使用場所</p> <p>お客さま番号</p> <p>御使用月分</p> <p>水道料金</p> <p>下水道料金</p> <p>請求金額</p> <p>指定期限</p> <p>お問合せ先(取扱部署)</p> <p>東京都水道局 領収日付印</p> <p>お問合せ先(取扱部署)</p> <p>平日 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>領収証書(差込機専用)</p> <p>領収日付</p> <p>※金額を変更した領収証書は、お客様の取扱いが困難な場合があります。領収証書は、無効です。</p>
口座種別	お客さま番号	使用月分	ID	合計金額	ID									
102ミリメートル	102ミリメートル	41ミリメートル	61ミリメートル											
306ミリメートル														



公 告

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消す。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日

名称 氏名 事業所の所在地

X INPE 株式会社 上田 隆之 港区赤坂五丁目三番一号 令和五年一月三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消す。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日

名称 氏名 事業所の所在地 大平潤販 中島 裕晶 千代田区麴町三丁目 令和五年二月

株式会社

目二番四号

二十八日

認定特定非営利活動法人の認定の失効について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七
条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が
効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法
施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百
四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告
する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人沖繩・球美の里

二 代表者の氏名

向井 雪子

三 主たる事務所の所在地

新宿区高田馬場二丁目十九番七号 タックイレブン高

田馬場七〇二号室

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第三十一条第一項に規定する解
散をしたため

五 失効年月日

令和四年十二月三十一日

一 名称

特定非営利活動法人ゆぎの里

二 代表者の氏名

亀井 澄男

三 主たる事務所の所在地

八王子市越野七七三番地

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認
定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年一月二十四日

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、北清掃工場建
替事業について、次のとおり着工の届出があったので、同
条第二項の規定により公告する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称

北清掃工場建替事業

三 工事着手の予定年月日

令和五年二月二十八日

四 工事完了の予定年月日

令和十二年二月二十八日

五 届出日

令和五年二月十日

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見
の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に
供する。

令和五年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 自由が丘二丁目計画

イ 店舗所在地 目黒区自由が丘二丁目二十七番一ほ
か八筆

ウ 設置者名 イオンモール株式会社

(二)ア 店舗名 (仮称) スタジオツアール計画

イ 店舗所在地 練馬区春日町一丁目千六百二十四番
地一ほか

ウ 設置者名 伊藤忠商事株式会社

(三)ア 店舗名 (仮称) 虎ノ門・麻布台地区計画

イ 店舗所在地 港区麻布台一丁目千番一ほか

ウ 設置者名 虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組
合

(四)ア 店舗名 昭和の森ワンダーランド

イ 店舗所在地 昭島市大神町字古新田七百六十四番
四ほか

ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

(五)ア 店舗名 (仮称) フォルテ八王子

イ 店舗所在地 八王子市檜原町千四百六十三番地の

雑報

一 ほか
 株式会社ベルク
 ビバモール八王子多摩美大前

ウ 設置者名
 芙蓉総合リース株式会社

二 東京都の意見の概要
 ア 概要
 一(一)から(六)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日
 令和五年二月十四日

三 縦覧場所
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間
 令和五年二月二十八日から令和五年三月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

町田市営住宅及び共同施設の管理について
 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)第四十七条第一項の規定に基づき町田市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を行うので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和五年二月二十八日

東京都住宅供給公社

理事長 中井 敬三

一 町田市に代わって市営住宅等の管理を行う者の名称
 東京都住宅供給公社

二 町田市に代わって管理を行う市営住宅等の名称
 町田市営住宅条例(平成九年町田市条例第四十三号)別表に掲げる市営住宅(シルバーピアもりの及びシルバーピアあいはらを除く。)及びこれに付帯する同条例第二条第二号に規定する共同施設

三 町田市に代わって行う市営住宅等の管理の内容
 イ 法第三章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づく市営住宅等の管理を行うこと。
 ロ 市営住宅等の修繕に関する業務その他イに付随する業務を行うこと。

四 町田市に代わって市営住宅等の管理を行う期間
 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 五〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

